

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年8月まで

申立期間当時は、町内会の組長が自宅に集金に来るたびに、夫婦二人分の保険料を併せて納付書により納付していた。保険料の納付の事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月以降、申立期間を除く25年にわたる国民年金加入期間において、保険料の未納は無い。

また、妻は、申立人が60歳に到達するまでは、夫婦二人分の保険料を併せて納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月頃にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認できるほか、申立人及びその妻の納付記録によると、保険料が前納された期間及び申請免除を受けた期間が合致していることが確認できることから、夫婦が一緒に保険料を納付していたとする申立内容と符合する。

さらに、上述のとおり、夫婦が一緒に保険料を納付していたことがうかがわれるところ、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの保険料については、妻は納付済みと記録されており、申立人の保険料のみ未納と記録されているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの保険料について

は、一緒に保険料を納付していたとする妻の保険料も未納とされており、納付記録に不自然さは見当たらない。

また、オンライン記録によれば、平成元年8月に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、これは、その時点で時効が成立していなかった昭和62年7月分及び同年8月分について作成されたとみられることから、申立人に対し過年度納付書が作成された平成元年8月時点では、少なくとも、申立期間のうち、昭和62年7月及び同年8月の保険料が未納であったことがうかがわれる。

さらに、A市の国民年金に係る記録においても、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの保険料は全て未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工事所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、転勤に伴う異動であり、引き続きA社に勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年1月1日に同社B工事所から同社C工事所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工事所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月29日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び同僚から提出された申立期間の給与支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社本社から同社B工場に異動したとする同僚から提出された日記に、昭和46年3月29日から同工場での業務を開始したと記載されている上、他の複数の同僚も、同年3月29日に申立人と一緒に異動した旨証言していることから、同年3月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年4月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月5日

申立期間①及び②について、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成15年度賞与額逆算出シート」及び申立人から提出された預金取引明細表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額(申立期間①は5万円、申立期間②は17万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年6月から15年3月までは20万円、同年4月から16年9月までは26万円、同年10月から20年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成20年9月及び同年10月における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間において22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 から 20 年 10 月 まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、もっと高額な給与を支給されていた。
給与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年12月から18年7月までの期間、同年9月、同年11月、19年1月から同年5月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び20年2月から同年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料よりも高額な保険料（17,350円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成20年9月及び同年10月について、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月に9万8,000円から36万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっているが、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料（17,350円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年12月から18年7月までの期間、同年9月、同年11月、19年1月から同年5月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び20年2月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年12月から18年7月まで、同年9月、同年11月、19年1月から同年5月まで、同年7月から同年12月まで及び20年2月から同年8月までは24万円、同年9月及び同年10月は22万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成18年8月、同年10月、同年12月、19年6月及び20年1月について、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないが、その前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額の推移から判断すると、当該期間についてもその給与明細書で確認できる厚生年金保険料（17,350円）を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

申立期間のうち、平成14年6月から17年11月までの期間について、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないが、申立人から提出された取引明細表及び複数の同僚の給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額の推移を踏まえて判断すると、申立人は、当該期間においても、上記と同額の厚生年金保険料（17,350円）を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成14年6月から17年11月までの期間、18年8月、同年10月、同年12月、19年6月及び20年1月の標準報酬月額については、上記申立人及び複数の同僚の給与明細書等により推認できる保険料控除額

から、平成14年6月から15年3月までは20万円、同年4月から16年9月までは26万円、同年10月から17年11月まで、18年8月、同年10月、同年12月、19年6月及び20年1月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与明細書により確認等できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認等できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

私は、平成7年8月1日から9年6月30日までA社に継続して勤務し、同年7月1日にそのグループ会社であるB社に異動した。その後も、現在に至るまで、A社のグループ会社に継続して勤務している。

しかし、平成9年6月26日から同年7月1日までの記録がないことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、確認できる資料等はないが、申立期間当時の複数の同僚のA社での資格喪失日及びB社での資格取得日は、おおむね月初であることから平成9年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成9年6月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月31日から57年1月1日まで
私は、A社及びその関連会社のB社に継続して勤務したが、申立期間について、1か月の空白期間があるので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社及びその関連会社のB社に継続して勤務し（昭和57年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和56年11月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和56年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和52年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和51年にA社に入社し、C工場に勤務したが、52年の夏にB工場に転勤となった。しかし、年金記録は、申立期間が空白となっている。

申立期間については、既にB工場に勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、確認できる関連資料は無いが、申立人は、「A社B工場に異動となった日はよく覚えていないが、昭和52年の夏には既に同工場に勤務していた。」と述べているところ、複数の同僚やその家族も同じ内容の証言をしており、申立人が、申立期間において既にA社B工場に勤務していたと認められることから、昭和52年10月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年11月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、商業登記簿謄本によると、平成7年10月*日に破産終結してお

り、当時の資料等が得られない上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社から関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険被保険者記録について、1か月の空白期間があるが、退職した記憶は無く、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及びB社から提出された社内職歴表から判断すると、申立人がA社及びその関連会社のB社に継続して勤務し（昭和58年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年9月までの期間、2年4月から3年7月までの期間、4年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年9月まで
② 平成2年4月から3年7月まで
③ 平成4年1月
④ 平成4年3月

申立期間当時は、町内会の組長が自宅に集金に来るたびに、保険料を納付書により納付していた。保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、町内会の組長が自宅に集金に来るたびに、保険料を納付書により納付していたとしているものの、申立期間①から④までの保険料の納付金額についての記憶は無いとしており、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、夫が60歳に到達するまでは、夫婦二人分の保険料を併せて納付していたとしているところ、申立期間①のうち、夫が60歳に到達する前の昭和62年4月から同年*月までの期間の保険料は、夫の納付記録においても未納とされており、納付記録に不自然さは見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、i) 平成元年10月から2年3月までの期間(申立期間①直後であり、申立期間②直前の期間)、ii) 3年8月から同年12月までの期間(申立期間②直後であり、申立期間③直前の期間)、及びiii) 4年2月(申立期間③直後であり、申立期間④直前の期間)の保険料は過年度保険料として遡って納付されている記録が確認できるところ、納付年月日が確認できるii)及びiii)の期間に係る保険料については、いずれも2年の時効成

立間に納付されていることが確認できることから、申立期間②から④までの保険料は時効のため、納付することができなかつた可能性も否定できない。

加えて、A市の国民年金に係る記録においても、申立期間①から④までの保険料は全て未納とされており、オンライン記録と食い違いは無い上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの期間及び同年5月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで
② 昭和45年5月から49年6月まで

私は、国民年金に加入していなかったため、A町に転居後、間もなくして母親が国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて遡って納付してくれた。その後については、両親の保険料と一緒に、母親が同町役場の支所で納付してくれていたにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされているのはおかしいので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、母親が行ってくれていたとしているが、申立人によると、母親は、高齢のため加入手続や納付した保険料額に関しての詳しいことまでは覚えていないと思うとしていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和45年12月頃にA町に転居後、間もなくして国民年金に加入し、保険料納付を開始したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況（オンライン記録）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は51年8月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものとみられ、この加入手続において、申立人が20歳に到達した43年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われた

ものとみられる（申立期間①と②の間に当たる45年4月は厚生年金保険被保険者であったため平成19年11月30日付けで統合）。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなり、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上記の加入手続時期を基準とすると、申立期間直後の昭和49年7月以降の保険料については、時効が成立していないため、母親は遡って納付することが可能であったところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直後に当たる同年7月から51年3月までの保険料は、同年10月1日に遡って納付されていたことが確認できる。このため、母親は、加入手続時点において納付が可能であった保険料のみを納付し、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、一緒に保険料を納付していた両親は納付済みであるのに自身の保険料が未納とされているのはおかしいのではないかとしているが、両親については、いずれも昭和44年10月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金に加入後に保険料の納付を開始しているのに対し、申立人については、上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入であったことから状況が異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、申立期間の保険料が納付されていたと推認することまではできない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年1月までの期間及び同年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から50年1月まで
② 昭和50年9月から57年3月まで

申立期間①については、亡くなった両親がA市において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②については、婚姻後、B市に転居し、夫が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。特に昭和51年以降は、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、夫の保険料は納付済みとされているのに私の保険料が未納とされている。

保険料納付の事実を確認できるものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に関しては、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっている上、申立期間②に関しては、婚姻（昭和50年10月*日届出）後、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする夫によると、夫婦二人分の保険料を集金人に納付した記憶はあるものの、納付金額は覚えていないとしているなど、保険料納付についての具体的な記憶は無いことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、夫は、昭和51年2月頃に夫婦の国民健康保険の加入手続と同時に夫婦の国民年金の加入手続を行い、同月から夫婦二人分の保険料を集金人に納付した記憶はあるとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年4月頃にB市において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず

ないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した49年8月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる(申立期間①と②の間に当たる50年2月から同年8月までは厚生年金保険被保険者期間として平成18年8月に統合)。このため、申立人は、申立期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、両親及び夫が保険料を納付することはできなかったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び申立期間②のうち、54年12月以前の期間については、既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和57年4月頃を基準とすると、申立期間②のうち、55年1月から56年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、夫は、申立人の保険料を遡って納付した覚えはないとしていることから、当該期間の保険料を過年度保険料として納付したとはまでは推認することはできない。

加えて、申立期間①当時、申立人が居住していたA市において、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない上、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、申立期間①及び②の保険料はいずれも未納とされており、これらはオンライン記録との食い違いは無い。

その上、申立人は、申立期間②のうち昭和51年以降は、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、自身の保険料のみが未納とされているとしているが、夫の国民年金手帳記号番号は、同年1月頃に払い出され、当該期間は既に国民年金に加入しているのに対し、申立人は、上記のとおり、57年4月頃までは国民年金に未加入であったことから、状況は異なり、夫の納付記録をもって申立人が当該期間の保険料を納付していたとはまでは推認することはできない。

このほか、両親及び夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年2月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで
③ 昭和48年7月から同年12月まで

私は、A社に入社後、昭和45年4月21日に同社本社へ転勤となり、同時に基本給が13万円となった。また、同社B工場への転勤時及びC社入社時は、基本給17万円であったが、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額がもらっていた給与よりも低い記録となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社の事務担当者は、「申立人についての資料は無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、同僚から提出された当該期間の一部の期間に係る給与支給明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「C社社長との面接の際に、A社を退職した時と同額の基本給にしてもらうようお願いしたところ認められ、基本給17

万円で再就職した。」と申し立てているところ、C社は既に解散しており、元事業主は、「面接で申立人とそのような取決めをしたことは覚えていない。申立期間当時の資料は何も残っていないため、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同時期にC社に勤務していた複数の同僚から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたとする証言は得られず、いずれの同僚も、給与から控除されていた厚生年金保険料について確認できる給与支給明細書等の資料を所持していない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7607（事案 7221 及び 7355 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 12 月から 9 年 9 月まで
② 平成 20 年 4 月 19 日

初回の申立てにより、申し立てた期間の一部しか訂正が認められなかったため、再度、申し立てたが、平成 24 年 6 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

自分は何も悪いことをしておらず、主張どおりに訂正が認められないことに納得できないので、再度審議していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る当初の申立て（申立期間は、申立期間①（平成 7 年 12 月から 9 年 9 月までの期間）、申立期間②（10 年 8 月及び同年 9 月）及び申立期間③（20 年 4 月 19 日）の 3 期間）について、i）申立期間①のうち、7 年 12 月から 8 年 9 月までの期間及び 9 年 5 月から同年 9 月までの期間、並びに申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書により、オンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間については、標準報酬月額の記録を訂正する必要があること、ii）厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これ

らの標準報酬月額のうち、8年10月から9年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わないこと、iv) 申立期間③について、厚生年金保険法第3条第3項によると、報酬は労働者が労働の対償として受ける全てのものをいうが、臨時に受けるものについてはこの限りでない旨規定されており、20年4月に支払われた大入り袋については、賞与とは認められないことから、あっせんは行わないことなど、既に当委員会の決定に基づく24年3月22日付け年金記録の一部訂正に関するあっせんをする通知が行われている。

- 2 申立期間に係る2回目の申立てについては、1回目と同様3期間であったところ、申立人は、「申立期間①及び②について、全ての期間について、あっせんされないことに納得できない。また、あっせんされた一部期間についても、特例法により源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内となっていることに納得できない。このような特例法の取扱いがネックになっているのであれば、改正してほしい。申立期間③についても、大入り袋が賞与でないことに納得できない。仮に、以上のことが認められないのであれば、控除し過ぎた保険料を私に返還するよう、会社を指導してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、i) 特例法により、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなり、この取扱いにより、提出された給料支払明細書を検証した結果、申立期間の一部について、記録の訂正が必要であるとされたことについては、前回、既に通知済みであること、ii) 当該取扱いを改正すべきとの主張については、当委員会は、当該取扱いの改正の可否等について調査・審議する組織ではないこと、iii) 申立期間③について、申立人から新たな資料等の提出は無く、前回の通知を変更すべき新たな事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 これに対し、今回、申立人は、「申立期間①について、届出を誤ったのは事業主であり、自分は何も悪いことはしていない。主張どおり認められないことに納得できない。保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内でしか認めないとする特例法の取扱いがおかしい。また、申立期間②について、保険料が控除されているのに大入り袋だから賞与とはみなされないとする審議結果にも納得できない。」と主張し、平成10年8月及

び同年9月の期間（上記2回の申立てでは、申立期間②）を除いた上で、3回目の申立てを行っている。

しかし、特例法による取扱い、賞与として認められない根拠等については、既に通知済みである上、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 2 日から 44 年 12 月 30 日まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、同支給決定伺及び領収書により、申立人の脱退手当金については、昭和 45 年 1 月 16 日に裁定請求書が受理され、同年 1 月 27 日に社会保険事務所（当時）において支払われていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。